



県章

# 滋賀県公報

令和2年(2020年)  
7月21日  
第124号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
  - 木材業者の登録(森林政策課)..... 1
  - 道路の供用開始(道路保全課)..... 1
- 人事委員会告示
  - ※口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正..... 2
- 人事委員会公告
  - 令和2年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験公告..... 2
- 公安委員会公告
  - 検定実施公告(生活安全企画課)..... 4
- 雑 報
  - 落札者決定の公告..... 5

## 告 示

### 滋賀県告示第299号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例(昭和29年滋賀県条例第66号)第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧する。

令和2年7月21日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木 材 業 者	
	住 所	氏 名
中部森林整備事務所	犬上郡多賀町多賀571番地	OHMI Forest株式会社 代表取締役 遠城敬次

### 滋賀県告示第300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月21日から令和2年8月4日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道477号	大津市真野四丁目字ミトシロ1218番1地先から 大津市真野四丁目字ミトシロ1206番1地先まで	令和2.7.28	L=172.0m

## 人 事 委 員 会 告 示

## 滋賀県人事委員会告示第7号

平成17年滋賀県人事委員会告示第7号(口頭により滋賀県人事委員会に対し開示請求を行うことができる保有個人情報)の一部を次のように改正し、令和2年7月21日から施行する。

令和2年7月21日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

表に次のように加える。

就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格発表の日から1箇月間	人事委員会事務局
	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1箇月間	

## 人 事 委 員 会 公 告

## 令和2年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験公告

令和2年度就職氷河期世代を対象とした滋賀県職員採用試験を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局に問い合わせてください。

令和2年7月21日

滋賀県人事委員会委員長 桂 賢

## 1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	3人程度	知事部局の本庁各課、各行政委員会事務局または地方機関もしくは県立学校等	一般行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

## 2 受験資格

- (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
  - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

## 3 第1次試験

- (1) 試験日 令和2年8月30日(日)および9月13日(日)
- (2) 場所
  - ア 能力検査 立命館大学びわこ・くさつキャンパス(草津市野路東1-1-1)
  - イ 口述試験および適性検査 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
- (3) 方法 能力検査、口述試験および適性検査を次の方法により行います(200点満点)。
  - ア 能力検査(配点100点) 択一式により、多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力について筆記試験を行います。
  - イ 口述試験(配点100点) 能力検査で一定の点数に達している者に対して、人物について、個別面接による試験を行います。なお、この口述試験の対象者の発表予定日は令和2年9月4日(金)で、滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、対象者全員に通知します。
  - ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)
- (4) 第1次試験合格者の発表 令和2年9月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg>)

jp/kensei/jinji/saiyou/)において受験番号で発表するほか、合格者全員に通知します。

4 第2次試験

(1) 日時および場所

ア 作文試験 第1次試験日(令和2年8月30日)と同日に同会場で実施します。

イ 口述試験 令和2年10月上旬に大津市内で行います。詳しい日時、場所等は、第1次試験の合格者に通知します。

(2) 方法 作文試験および口述試験を次の方法により行います(400点満点)。

ア 作文試験(配点100点) 文章による表現力等について試験を行います。第1次試験日(8月30日)に実施し、第1次試験合格者のみ採点を行います。

イ 口述試験(配点300点) 第1次試験合格者に対し、人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(600点満点)。

5 最終合格者の発表 令和2年10月下旬に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、各任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として令和3年4月1日の予定です。

(2) 給料は、滋賀県職員等の給与等に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)等により経歴その他を勘案の上、決定しますが、職務経歴のない方が35歳で採用された場合、大学卒で月額241,766円、高校卒で月額223,384円(いずれも地域手当を含みます。)です。そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、これらの額は、令和2年4月1日現在のものです。

(3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア 原則として、インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット 受付」に接続し、申込画面の注意事項に従って申し込んでください。

イ インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和2年8月7日(金)午後5時までに滋賀県人事委員会事務局に電話で問い合わせてください。

(2) 受付期間 令和2年7月21日(火)午前9時から令和2年8月18日(火)午後5時まで、点字による受験を希望する場合は8月6日(木)までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、「受験票送付メール」を送信しますので、受験票をダウンロードして印刷・加工してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)に基づき口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、滋賀県人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁)
第2次	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験	第2次試験合格発表	

試験	験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	の日から1か月間	東館6階)
----	--------------------------------	----------	-------

## 公安委員会公告

## 検定実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき次のとおり検定を実施する。

令和2年7月21日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

## 1 検定の種別、級、定員および実施期日

種別	級	定員	実施期日	
施設警備業務	2級	20人	学科試験	令和2年11月6日(金)午前10時から正午まで
			実技試験	令和2年11月27日(金)午前10時から午後5時まで
交通誘導警備業務	2級	20人	学科試験	令和2年11月6日(金)午後1時から午後3時まで
			実技試験	令和2年12月4日(金)午前10時から午後5時まで
雑踏警備業務	2級	20人	学科試験	令和2年11月6日(金)午後3時から午後5時まで
			実技試験	令和2年12月11日(金)午前10時から午後5時まで

2 実施場所 蒲生郡日野町北脇1-3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊

3 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に所属する警備員

4 受検申請手続等

(1) 申請期間 令和2年10月1日(木)から同月9日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。

(2) 申請場所

ア 滋賀県内に住所を有する者 住所地を管轄する警察署の生活安全課

イ 滋賀県内の営業所に所属する警備員 所属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

(3) 提出書類

ア 検定申請書1通

イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

ウ 次の書面のうち該当するもの1通

(ア) 滋賀県内に住所を有する者 住所地を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写しまたは公的機関が申請者の住所地宛てに発行した郵便物等住所が明らかとなる書面)

(イ) 滋賀県内の営業所に所属する警備員 当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書)

(4) 申請の方法 検定を受検しようとする者は、(2)に示す場所に、(3)に掲げる書類を持参し、提出すること。

5 検定手数料および納付方法 検定申請書提出時に、施設警備業務2級にあつては16,000円、交通誘導警備業務2級にあつては14,000円、雑踏警備業務2級にあつては13,000円に相当する額の滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納付すること。なお、検定申請を受理した後は、納付した検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付 申請を受理した警察署において、後日、受検票を交付する。

7 検定の方法 検定は、学科試験および実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。なお、実技試験を受検する者が実技試験の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、その者に対する試験を中断し、以後の実技試験を行わないことがある。

8 検定内容

(1) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (7) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (7) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 工事現場その他人または車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

9 その他

- (1) 検定当日の受付手続 検定当日は、開始時刻の30分前から開始時刻までの間に、試験会場において受付手続を終えること。
  - (2) 携行品 検定当日は、受検票および筆記用具を必ず持参すること。なお、実技試験当日は、前記携行品に加え警笛、運動靴および雨衣を持参するとともに、警備員である受検者にとっては、制服および制帽を着用すること。
- 10 検定に関する問合せ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 077-522-1231)または各警察署の生活安全課

雑 報

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年7月21日

滋賀県総合教育センター所長 猪田章嗣

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 情報教育機器(搬入、据付け、接続、調整、保守等を含む。)一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総合教育センター 野洲市北桜978-95
- 3 落札者を決定した日 令和2年6月3日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額 126,528,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年4月24日(金)

